

労働者派遣法第30条の4第1項の協定(※)を締結していますか
どちらかを☑してください。

締結している

事業報告書に労使協定を添付してください

労使協定を締結している場合その協定書(写し)を添付。
協定書自体ではなく、就業規則、賃金規程等に定められている場合には、労使協定書本体に加えて、
労使協定で引用している就業規則、賃金規程等もあわせて事業報告書に添付。

締結していない

労働者派遣の実績がある場合には、「派遣先均等・均衡方式」によって派遣労働者の待遇を決定しているか、再確認をお願いします。

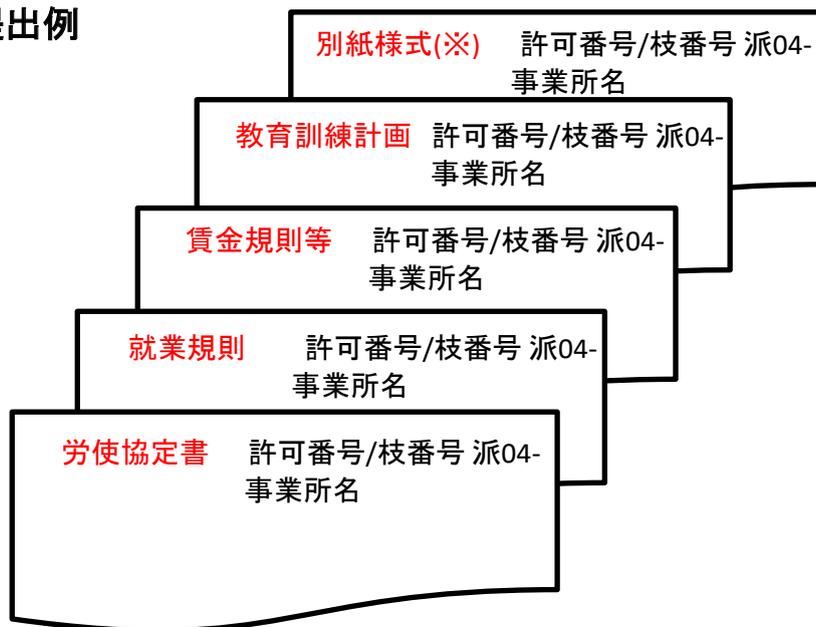
※労働者派遣法第30条の4第1項の協定

同一労働同一賃金の実現に向けた「不合理な待遇差をなくすための規定を整備するために締結する」労使協定のことです。

※労使協定書(写し)を添付する場合は、**1枚目の右上に許可番号、枝番、事業所名**の記載をしてください。

労使協定で引用している就業規則、賃金規程等もあわせて添付する場合もそれぞれ1枚目に許可番号、枝番の記載をしてください。

提出例



記載例

捨印

許可番号	派04-3XXXX
事業所枝番号	1
許可年月日	平成29年1月1日

- 派遣事業者の許可番号はこちらに記載
- 許可証の右下欄外に印字されている枝番号を記載
- 派遣事業者の許可年月日はこちらに記載

「派遣実績なし」

労働者派遣事業報告書 (年度報告)
(6月1日現在の状況報告)

派遣実績がない場合は「派遣実績なし」と余白に朱書きで記載

令和6年 7月 1日

厚生労働大臣 殿

提出者 宮城労働派遣株式会社
代表取締役 宮城 太郎

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第23条第1項の規定により、下記のとおり事業報告書を提出します。

派遣実績のない場合でも、

- 第1面以降の下記については記載が必要となりますのでご注意ください。
- 第2面 I 年度報告 (1)①、(2)、(3)、(5)①、②、
- 第5面 (10)、
- 第6面 (11)①、
- 第7面 II 6月1日現在の状況報告 1①

(ふりがな)	みやぎろうどうはけんかぶしがいしゃ		
1 氏名又は名称	宮城労働派遣株式会社		
2 住所	〒 (984-XXXX) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町XX-X 仙台第XX合同庁舎 2階 (022)2XX-XXXX		
(ふりがな)	みやぎ たろう	役名	
3 代表者の氏名 (法人の場合)	宮城 太郎	代表取締役	
(ふりがな)	みやぎろうどうはけんかぶしがいしゃ せんだいほんてん		
4 事業所の名称	宮城労働派遣株式会社 仙台本店		
5 事業所の住所	〒 (984-XXXX) 宮城県仙台市宮城野区鉄砲町XX-X 仙台第XX合同庁舎 2階 (022)2XX-XXXX		
6 大企業、中小企業の別	1 大企業 ② 中小企業		
7 産業分類	名称	受託開発ソフトウェア業	分類番号 3911
8 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日	2023年4月1日 ~ 2024年3月31日		
9 民営職業紹介事業との兼業	① 有 2 無		許可・届出番号 04-1-300xyz
10 親会社の名称	厚生労働株式会社		備考
	①労働者派遣事業の許可番号 派13-31XXXX	②民営職業紹介事業の許可・届出番号	
11 請負事業の実施	① 有 2 無		うち構内請負の実施 1 有 ② 無
12 備考			

○中小企業に該当する企業

産業分類	中小企業の定義
製造業その他	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が300人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
サービス業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時雇用する労働者の数が50人以下の会社及び個人

総務省の日本標準産業分類に基づく産業分類番号(細分類)を選択すること

直前に終了した事業年度(決算期)に合わせて記載すること。

「10 親会社の名称」における親会社とは

- ①議決権の過半数を所有
 - ②資本金の過半数を出資している者
 - ③上記①、②の者と同等以上の支配力を有すると認められる者している者
- ※当該親会社が労働者派遣事業の許可番号又は民営職業紹介事業の許可・届出番号を有している場合には、当該番号を記載すること。

「構内請負とは」

製造業に分類される事業者であつて、発注者の事業所構内において、自社の雇用する労働者を使用し、生産活動を請け負うことをいい、実施している場合には、「うち構内請負の実施」欄の1を○で囲むこと。

※労働局記載欄

I 年度報告

(1) 派遣労働者数等雇用実績 (実人数) (報告対象期間末日現在)

Table with 6 columns: Category, Total, 1 year+, Same workplace, 1 year+, Same workplace. Rows include ①全労働者, ②派遣労働者総計, ③無期雇用派遣労働者, ④有期雇用派遣労働者, ⑤日雇派遣労働者, ⑥登録者 ※.

※登録制度のある事業主のみ

(2) 労働者派遣契約の期間別件数 (延べ件数)

Table with 10 columns: Total, 1 day or less, 1-7 days, 7-1 month, 1-2 months, 2-3 months, 3-6 months, 6-12 months, 1-3 years, 3+ years, and no contract.

(6) 教育訓練 (キャリアアップに資するものを除く) の実績

① 労働安全衛生法第59条の規定に基づく安全衛生教育

Table with 6 columns: Education content, Method, Implementation, Recipients, Hours. Rows include 作業手順訓練, 腰痛防止教育, 整理・整頓・清掃・清潔訓練, 危険予測訓練, 災害防止訓練.

② その他の教育訓練 (①及び(9)に係るものを除く)

Table with 6 columns: Training content, Method, Implementation, Cost, Payment, Hours. Row includes あああ.

(8) 雇用安定措置 (法第30条) の実績 (※無期雇用派遣労働者は記載不要。)

Table with 11 columns: Period, Targeted workers, Measures 1-4, and Remarks. Rows include 計, 3年見込み, 2年半から3年未満見込み, etc.

※1 「1年未満見込み」については、派遣元での通算雇用期間が1年以上の者(登録中の者を含む)に限る。

※2 (5)欄の「イ 紹介予定派遣に係る労働者派遣契約の申込人数(人)」の内数であること。

(2) 労働者派遣事業の売上高

Table with 1 column: Sales amount. Value: 40,000,000.

(3) 請負事業の売上高

Table with 1 column: Sales amount. Value: 10,000,000.

(4) 海外派遣労働者数 (実人数)

Table with 1 column: Number of workers. Value: 3.

(5) 派遣先に関する事項

Table with 1 column: Number of agencies. Value: 10.

①の①~⑥は決算期末日における人数となります。

千円, 万円単位や小数点は使用しないこと。

「①全労働者」は、派遣労働者以外の労働者も含めた全労働者数を入力 労働者派遣の実績がない場合も記載が必要です。

日雇派遣労働者及び登録者のうち雇用されている者も含めること。

売上高は、事業所ごとの金額を記載(消費税込み) 「請負事業の売上高」には「請負」「委託」「委任」「準委任」「SES」等全て含めて 「請負事業の売上高」に計上が必要です。

報告対象期間内に締結した個別派遣契約件数

※実績がなかったときは○印をつけてください。

住所(番地まで)を記載してください。 就業場所ではなく事業主(本社)住所を記載 (事業所の住所を記載している場合が多い)

(4)①安全衛生教育の「労働安全衛生法等の該当番号」は、「安全衛生規則」シート参照 労働安全衛生法第59条第1項に該当する場合は、労働安全衛生規則第35条第1項第1号から第8号の該当する番号、同法第59条第2項に該当する場合は「9」、同法59条第3項の規定に該当する場合、「10」と記載すること。なお、労働安全衛生規則第35条第1項第5号から第7項までの教育は、全ての企業で実施する義務がある

②その他の教育訓練 第5面のキャリアアップに資する教育訓練以外の教育訓練を記載すること。

雇用安定措置の対象者 A: 同一の組織単位に継続して3年間派遣される見込みがある者 B: 同一の組織単位に継続して1年以上3年未満派遣される見込みがある者 C: (A及びB以外の者で)派遣元事業主に雇用された期間が通算1年以上の者 「対象派遣労働者数」には、各期間に該当し、かつ、A及びBについては、就業継続を希望する者の総数を記載すること(雇用安定措置を講じなかった人数を含む)。また、複数の措置を講じた場合は、それぞれの措置の人数に含めること。

第2号の措置には、有期雇用派遣労働者を無期雇用とした後、新たな派遣先に就業させた場合や、再び同じ派遣先に就労させた場合も含まれる

派遣契約締結時点で同一の組織単位に通算派遣期間が3年見込みとなる場合には雇用安定措置は義務となります。1年以上3年未満見込みとなる場合には努力義務となります。 なお、(※1)の報告対象者については、第2号から第4号の措置を講ずることが努力義務となります。

★計上された場合、内容・状況等の確認を行う場合があります。

(9) 派遣料金及び派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額) に関する事項

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金 (日雇派遣労働者を除く)

	派遣料金 (1日 (8時間あたり) の額)			派遣労働者の賃金 (1日 (8時間あたり) の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者★	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者★
全業務平均 01~99の合計額/記載業務の合計数	18,000	22,000	14,000	11,500	14,000	20,000	9,000	10,000
01 管理的公務員								
02 法人・団体役員								
03 法人・団体管理職員								
04 その他の管理的職業従事者								
05 研究者								
06 農林水産技術者								
07 製造技術者								
08								
09 建築・土木・測量技術者								
10 情報処理・通信技術者	30,000	30,000		20,000	20,000	20,000		
11 その他の技術者								
12 -1 医師								
12 -2 薬剤師								
12 -3 歯科医師、獣医師								
13 -1 看護師								
13 -2 准看護師								
13 -3 保健師、助産師								
14 -1 診療放射線技師								
14 -2 臨床検査技師								
14 -3 その他の医療技術者								
15 その他の保健医療従事者								
16 社会福祉専門職業従事者								
17 法務従事者								
18 経営・金融・保険専門職業従事者								
19 教員								
20 宗教家								
21 著述家、記者、編集者								
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者								
23 音楽家、舞台芸術家								
24 その他の専門的職業従事者								
25 一般事務従事者	12,000		12,000	8,000			8,000	
26 会計事務従事者	14,000	14,000		8,000	8,000			
27 生産関連事務従事者								
28 営業・販売事務従事者								
29 外勤事務従事者								
30 運輸・郵便事務従事者								
31 事務用機器操作員								

1日 (8時間あたり) の金額を記載 (時間給及び月給の額ではありません)

★: 労使協定を締結している場合記載が必要 (記載漏れが多い) (但し、派遣先均等均衡方式を採用している場合は不要) (※派遣先の待遇情報が必須)

全業務平均
縦列の各業務「01~99」の金額を単純平均して記載してください。

派遣料金 無期雇用 (30,000+14,000)÷2=22,000	派遣労働者 無期雇用 (20,000+8,000)÷2=14,000
有期雇用 (12,000+16,000)÷2=14,000	有期雇用 (8000+10,000)÷2=9,000
派遣労働者平均 (22,000+14,000)÷2=18,000	派遣労働者平均 (14,000+9,000)÷2=11,500

実績がない場合は空欄 (「0」を入力するとエラーとなります)。

日本標準職業分類に基づき記載してください。複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に入れてください。

消費税込、小数点以下四捨五入

各業務の派遣料金の計算式
(報告対象期間中の労働者派遣料金の総額) ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間

例 情報処理・通信技術者	26,250,000円	÷	7,000時間	×8時間	=	30,000円
例 一般事務従事者	有期 6,750,000円	÷	4,500時間	×8時間	=	12,000円
例 会計事務従事者	無期 7,000,000円	÷	4,000時間	×8時間	=	14,000円

※合計 40,000,000円 ← 第1面 12労働者派遣事業売上

各業務の派遣労働者の賃金の計算式
(報告対象期間中の派遣労働者の総賃金) ÷ (報告対象期間中に派遣労働者が従事した総時間数) × 8時間

例 情報処理・通信技術者	17,500,000円	÷	7,000時間	×8時間	=	20,000円
例 一般事務従事者	有期 4,500,000円	÷	4,500時間	×8時間	=	8,000円
例 会計事務従事者	無期 4,000,000円	÷	4,000時間	×8時間	=	8,000円

① 業務別派遣料金及び派遣労働者の賃金(日雇派遣労働者を除く)(続)

	派遣料金(1日(8時間当たり)の額)			派遣労働者の賃金(1日(8時間当たり)の額)				
	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	派遣労働者平均	無期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者★	有期雇用派遣労働者	協定対象派遣労働者★
32 商品販売従事者								
33 販売類似職業従事者								
34 営業職業従事者								
35 家庭生活支援サービス職業従事者								
36 介護サービス職業従事者								
37 保健医療サービス職業従事者								
38 生活衛生サービス職業従事者								
39 飲食物調理従事者								
40 接客・給仕職業従事者								
41 居住施設・ビル等管理人								
42 その他のサービス職業従事者								
43 ~45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—	—	—	—
46 農業従事者								
47 林業従事者								
48 漁業従事者								
49 生産設備制御・監視従事者								
50 51 機械組立設備制御・監視従事者								
52 53 製品製造・加工処理従事者	16,000		16,000	10,000			10,000	10,000
54 機械組立従事者								
55 機械整備・修理従事者								
56 57 製品検査従事者								
58 機械検査従事者								
59 生産関連・生産類似作業従事者								
60 鉄道運転従事者								
61 自動車運転従事者								
62 船舶・航空機運転従事者								
63 その他の輸送従事者								
64 定置・建設機械運転従事者								
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
66 建設従事者(建設躯体工事従事者を除く)								
67 電気工事従事者								
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—	—	—	—
69 採掘従事者								
70 運搬従事者								
71 清掃従事者								
72 包装従事者								
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者								
99 分類不能の職業								

← 1日(8時間当たり)の金額を記載(時間給及び月給の額ではありません)。

★: 労使協定を締結している場合記載が必要
(但し、派遣先均等均衡方式を採用している場合は不要)
(※派遣先の待遇情報が必須)

← 実績がない場合は空欄(「0」を入力するとエラーとなります)。

消費税込、小数点以下四捨五入

← ○製造の業務
「製造の業務」とは、具体的には、物を溶融、鑄造、加工、又は組み立て、塗装する業務、製造用機械の操作の業務及びこれらと密接不可分の付随業務として複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬、選別、洗浄等の業務をいう。

したがって、例えば、製品の設計、製図の業務、物を直接加工し、又は組み立てる業務等の工程に原料、半製品等を搬入する業務、加工、組立て等の完了した製品を運搬、保管、包装する業務、製造用機械の点検の業務、製品の修理の業務はこれに含まれない。

② 日雇派遣労働者の業務別派遣料金及び賃金

	日雇派遣労働者の派遣料金 (1日(8時間当たり)の額)	日雇派遣労働者の賃金 (1日(8時間当たり)の額)	
		日雇派遣労働者	協定対象派遣労働者★
全業務平均			
4-1 情報処理システム開発			
4-2 機械設計			
4-3 事務用機器操作			
4-4 通訳、翻訳、速記			
4-5 秘書			
4-6 ファイリング			
4-7 調査			
4-8 財務			
4-9 貿易			
4-10 デモンストレーション			
4-11 添乗			
4-12 受付・案内			
4-13 研究開発			
4-14 事業の実施体制の企画、立案			
4-15 書籍等の制作・編集			
4-16 広告デザイン			
4-17 OAインストラクション			
4-18 セールスエンジニアの営業、金融商品の営業			
4-19 看護業務			

★：労使協定を締結している場合記載が必要
 (但し、派遣先均等均衡方式を採用している場合は不要)
 (※派遣先の待遇情報が必須)

← すべての日雇派遣労働者の平均額を記載(「4-1」から「4-19」の平均額ではありません)。
 令第4条以外の業務も含めた派遣料金及び賃金の平均を記載すること
 また、令第4条に該当しない日雇派遣のみの場合は全業務平均のみ記載すること。

消費税込、小数点以下四捨五入

(10) マージン率等の情報提供の状況

提供方法	該当する各欄に「○」を記載
インターネット	○
書類の備付け	
その他()	

← 情報提供の状況を該当する各欄に「○」を記載(複数選択可)

← 「その他」の場合は、()内に具体的な方法を入力の上、右欄に「○」を記載。

(11) キャリアアップ措置の実績

① キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数

	計	うち社内の者		うち社外の者	うち派遣元責任者との兼任状況	キャリアコンサルティングに関する職務経験・知見のある者	
		職務経験あり	知見あり				
計	2	2	0	1	1		
キャリアコンサルタント	1	1		—	—	—	—
上記以外の担当者	1	1	0	—	1		
営業職	0			—			
その他	1	1		—	1		

①キャリアコンサルティングの窓口担当者の人数、②キャリアコンサルティングの実施状況は、この(フルタイム)のシートに記載。

(短時間及び1年未満の派遣労働者のみに③キャリアアップに資する教育を行ったときは(フルタイム)のシートに①②を入力し、③を該当のシートに記載してください。

派遣実績ない場合も記載必須(記載漏れが多い)

職務経験有り・・・過去にキャリア・コンサルティング経験があるもの、人事部門で3年以上の経験があるもの等。
知見有り・・・キャリア・コンサルティングの知識を有するもの。
「職務経験有り」か「知見有り」か必ずどちらかに記載すること。

「営業職」及び「その他」の担当者合計人数は、「職務経験あり」及び「知見あり」の合計人数と一致すること。

② キャリアコンサルティングの実施状況

全派遣労働者数	実施を希望した者の人数					実施した者の人数			
	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者	計	うち無期派遣労働者	うち有期派遣労働者
計	40	10	30	30	5	25	25	3	22

第2面の「派遣労働者数等雇用実績(実人数)(報告対象期間末日現在)」があれば記載がある

③ キャリアアップに資する教育訓練 (① フルタイム(1年以上雇用見込み)、2 短時間勤務(1年以上雇用見込み)、3 1年未満雇用見込み)

訓練の内容等	対象となる派遣労働者				(上段) 実施時間の総計 (受講者数×教育訓練1コマの時間(複数回実施の場合は、その合計))				訓練の方法の別 1 計画的なOJT 2 OFF-JT 3 OJT (計画的なもの以外)	訓練の実施主体の別 1 事業主 2 派遣先 3 訓練機関 4 その他	訓練費負担の別 1 無償(実費負担なし) 2 無償(実費負担あり) 3 有償	賃金支給の別 1 有給(無給部分なし) 2 有給(無給部分あり) 3 無給
	(下段) 対象となる派遣労働者数				(下段) 受講者の実人数 (各年に同一の訓練を複数回受講した者は、重複計上しないこと)							
	1年目	2年目	3年目	4年目以降	1年目	2年目	3年目	4年目以降				
イ 入職時等基礎的訓練												
(イ) 新規採用者訓練	1				40				1	1	1	1
(ロ)	10				10				備考			
ロ 職能別訓練												
(イ) システム設計・技能研修	2	2	2	2	40	40	20	20	1	1	1	1
(ロ) O/A機器操作訓練	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
ハ 職種転換訓練												
(イ) ワークスタイル多様化研修	2	2	2	2	20	20	12	8	2	1	1	1
(ロ)	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
ニ 階層別訓練												
(イ) リーダー就任研修	4	4	4	4	20	20	10	10	1	1	1	1
(ロ)	10	10	5	5	10	10	5	5	備考			
ホ その他の教育訓練												
(イ) ビジネススキル研修	2	2	2	2	5	5	3	2	1	1	1	1
(ロ) 経理研修	5	5	3	2	5	5	3	2	備考			
	2	2	2	2	5	5	2	3	2	1	1	1
	5	5	2	3	5	5	2	3	備考			
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の「実施時間の総計」の合計 (a)					110	110	57	62	1~3年目のaの合計 (c)			277
各年ごとの厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練の受講者の実人数 (b)					10	10	5	5	1~3年目のbの合計 (d)			25
厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (a÷b)					11	11	11	12	1~3年目の厚生労働大臣が定める基準を満たす教育訓練について1人当たりの平均実施時間 (c÷d)			11
「キャリアアップに資する教育訓練」実施に当たって支払った賃金額 (1人1時間当たり平均)												1,500

フルタイム1年以上の雇用見込みの派遣労働者が30人の場合
【1年目】入職から1年目の派遣労働者が10人
【2年目】入職から2年目の派遣労働者が10人
【3年目】入職から3年目の派遣労働者が5人
【4年目以降】入職から4年目以降の派遣労働者が5人

フルタイム(1年以上雇用見込み)の派遣労働者に対する教育訓練実績を記載。

入職時からの年数

※1~3年目 年間8H以上の実施義務
定期指導時、実施記録(教育訓練実施記録、元台帳への記録)の確認を行い実施していない場合又は記録していない場合指導対象になります。

※小数点以下切り捨て

「計画的なOJT」又は「OFF-JT」、「無償(実費負担なし)」、「有給(無給部分なし)」を全て満たす教育訓練の実績の合計

第3、4面の賃金と教育訓練で支払った賃金額に矛盾は無い(記載漏れが多い)

様式第11号 (第7面)

II 6月1日現在の状況報告

記載例

1 派遣労働者の実人数

① 派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数

派遣労働者計	うち、通算雇用期間が1年以上の派遣労働者				うち、通算雇用期間が1年未満の派遣労働者			
	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者		無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★
42	25	20	9		2		6	

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★
01 管理的公務員					
02 法人・団体役員					
03 法人・団体管理職員					
04 その他の管理的職業従事者					
05 研究者					
06 農林水産技術者					
07・08 製造技術者					
09 建築・土木・測量技術者					
10 情報処理・通信技術者	20	20	20		
11 その他の技術者					
12 -1 医師					
12 -2 薬剤師					
12 -3 歯科医師、獣医師					
13 -1 看護師					
13 -2 准看護師					
13 -3 保健師、助産師					
14 -1 診療放射線技師					
14 -2 臨床検査技師					
14 -3 その他の医療技術者					
15 その他の保健医療従事者					
16 社会福祉専門職業従事者					
17 法務従事者					
18 経営・金融・保険専門職業従事者					
19 教員					
20 宗教家					
21 著述家、記者、編集者					
22 美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者					
23 音楽家、舞台芸術家					
24 その他の専門的職業従事者					
25 一般事務従事者	10		2	8	
26 会計事務従事者	2			2	
27 生産関連事務従事者					
28 営業・販売事務従事者					
29 外勤事務従事者					
30 運輸・郵便事務従事者					
31 事務用機器操作員					

← 令和6年6月3日現在において派遣していた派遣労働者の実人数等を記載。
 ※令和6年の6月1日(土)、2日(日)は休日に当たるため本年は6月3日(月)現在の報告となります。

★：労使協定を締結している場合記載が必要
 (但し、派遣先均等均衡方式を採用している場合は不要)
 (※派遣先の待遇情報が必須)

← ①の各欄の合計は、②の合計と一致すること。
 (例)①の「通算雇用期間が1年以上の派遣労働者-無期雇用派遣労働者」と「通算雇用期間が1年未満の派遣労働者-無期雇用派遣労働者」の合計人数が②の無期雇用派遣労働者欄の合計(タテ計)と一致すること。

← ・令和6年6月3日現在において派遣していた派遣労働者のうち、労使協定対象派遣労働者がいたときは、それぞれの職種の「協定対象派遣労働者」の欄に、内数を記載すること。
 ・6月3日に派遣した労働者(日雇労働者を除く)を最新の「日本標準職業分類」を基いて分けていれてください。(実人数)
 ・複数の業務に対して派遣している場合は、主たる業務に入れてください。

様式第11号 (第8面)

記載例

② 業務別派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（続）

	計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
			協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★
32 商品販売従事者					
33 販売類似職業従事者					
34 営業職業従事者					
35 家庭生活支援サービス職業従事者					
36 介護サービス職業従事者					
37 保健医療サービス職業従事者					
38 生活衛生サービス職業従事者					
39 飲食物調理従事者					
40 接客・給仕職業従事者					
41 居住施設・ビル等管理人					
42 その他のサービス職業従事者					
43～45 自衛官・司法警察職員等	—	—	—	—	—
46 農業従事者					
47 林業従事者					
48 漁業従事者					
49・50 生産設備制御・監視従事者					
51 機械組立設備制御・監視従事者					
52・53 製品製造・加工処理従事者	10	5		5	
54 機械組立従事者					
55 機械整備・修理従事者					
56・57 製品検査従事者					
58 機械検査従事者					
59 生産関連・生産類似作業従事者					
60 鉄道運転従事者					
61 自動車運転従事者					
62 船舶・航空機運転従事者					
63 その他の輸送従事者					
64 定置・建設機械運転従事者					
65 建設躯体工事従事者	—	—	—	—	—
66 建設従事者（建設躯体工事従事者を除く）					
67 電気工事従事者					
68 土木作業従事者	—	—	—	—	—
69 採掘従事者					
70 運搬従事者					
71 清掃従事者					
72 包装従事者					
73 その他の運搬・清掃・包装等従事者					
99 分類不能の職業					

③ 特定製造業務従事者の実人数（①の内数）

特定製造業従事者 計	無期雇用派遣労働者		有期雇用派遣労働者	
		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★
5	3		2	

④ 期間制限の対象外となる労働者派遣に係る派遣労働者（日雇派遣労働者を除く）の実人数（①の内数）

	計	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
法第40条の2第1項第2号(高齢者)	2		2
法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)			
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)			
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替)			
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替)			



令和6年6月3日現在において派遣していた派遣労働者のうち、労使協定対象派遣労働者がいたときは、それぞれの職種の「協定対象派遣労働者」の欄に、内数を記載すること。

★：労使協定を締結している場合記載が必要
 （但し、派遣先均等均衡方式を採用している場合は不要）
 （※派遣先の待遇情報が必須）



「52・53 製品製造・加工処理従事者」の中で製造の業務に従事している人数のうち物の製造の業務(特定製造業務に限る。)に従事した者の数は③ 特定製造業務従事者の実人数にも記載
 ★本来「52・53」に該当するが、「54～59」に計上する間違いが多い。



○ 製造の業務

「製造の業務」とは、具体的には、物を溶融、鑄造、加工、又は組み立て、塗装する業務、製造用機械の操作の業務及びこれらと密接不可分の付随業務として複数の加工・組立て業務を結ぶ場合の運搬、選別、洗浄等の業務をいう。

したがって、例えば、製品の設計、製図の業務、物を直接加工し、又は組み立てる業務等の工程に原料、半製品等を搬入する業務、加工、組立て等の完了した製品を運搬、保管、包装する業務、製造用機械の点検の業務、製品の修理の業務はこれに含まれない。

様式第11号 (第9面)

記載例

⑤ 日雇派遣労働者の実人数

日雇派遣労働者 計	i～ivに該当しない者		i 高齢者		ii 昼間学生		iii 副業として従事する者		iv 主たる生計者でない者	
		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★		協定対象派遣労働者★
4	2		2							

⑥ 特定製造業務従事者である日雇派遣労働者の実人数 (⑤ i～ivの合計の内数)

日雇派遣労働者	
	協定対象派遣労働者★
1	

⑦ 日雇派遣労働者の業務別実人数 (⑤の内数)

	日雇派遣労働者	
		協定対象派遣労働者★
4-1 情報処理システム開発	2	
4-2 機械設計		
4-3 事務用機器操作		
4-4 通訳、翻訳、速記		
4-5 秘書		
4-6 ファイリング		
4-7 調査		
4-8 財務		
4-9 貿易		
4-10デモンストレーション		
4-11 添乗		
4-12受付・案内		
4-13研究開発		
4-14事業の実施体制の企画、立案		
4-15書籍等の制作・編集		
4-16広告デザイン		
4-17OAインストラクション		
4-18セールスエンジニアの営業、金融商品の営業		
4-19看護業務		

⑧ 日雇派遣労働者のうち期間制限の対象外となる業務における派遣労働者の実人数 (⑤の内数)

法第40条の2第1項第3号イ(有期プロジェクト業務)	
法第40条の2第1項第3号ロ(日数限定業務)	
法第40条の2第1項第4号(育児休業等取得者の代替業務)	
法第40条の2第1項第5号(介護休業取得者の代替業務)	

2 過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者(雇用されている者を含む。)の数

20

3 雇用保険及び社会保険の派遣労働者への適用状況

	雇用見込みが1年以上の労働者		雇用見込みが1年未満の労働者	
	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者	無期雇用派遣労働者	有期雇用派遣労働者
雇用保険	20	7	—	5
健康保険	18	5	—	1
厚生年金保険	18	5	—	1

令和6年6月3日現在において派遣していた派遣労働者のうち、労使協定対象派遣労働者がいたときは、それぞれの「協定対象派遣労働者」の欄に、内数を記載すること。

★:労使協定を締結している場合記載が必要
(但し、派遣先均等均衡方式を採用している場合は不要)
(※派遣先の待遇情報が必須)

令和6年6月3日現在において派遣していた派遣労働者のうち、労使協定対象派遣労働者がいたときは、「協定対象派遣労働者」の欄に、内数を記載すること。

令和6年6月3日現在において派遣していた派遣労働者のうち、労使協定対象派遣労働者がいたときは、それぞれの職種の「協定対象派遣労働者」の欄に、内数を記載すること。

※6/3現在の登録者数(登録制を行っていない場合は「0」を記載)

6月3日に派遣した労働者の雇用保険及び社会保険の加入状況を記載。
★記載漏れが多い。

2024 事業年度の開始の日及び当該事業年度の終了の日

	開始	～	終了
3月決算	令和5年4月1日	～	令和6年3月31日
4月決算	令和5年5月1日	～	令和6年4月30日
5月決算	令和5年6月1日	～	令和6年5月31日
6月決算	令和4年7月1日	～	令和5年6月30日
7月決算	令和4年8月1日	～	令和5年7月31日
8月決算	令和4年9月1日	～	令和5年8月31日
9月決算	令和4年10月1日	～	令和5年9月30日
10月決算	令和4年11月1日	～	令和5年10月31日
11月決算	令和4年12月1日	～	令和5年11月30日
12月決算	令和5年1月1日	～	令和5年12月31日
1月決算	令和5年2月1日	～	令和6年1月31日
2月決算	令和5年3月1日	～	令和6年2月28日